

令和6年度放課後児童クラブの利用申込を受け付けます

放課後児童クラブは、子どもたちへ適切な遊びや生活の場を提供することで、保護者の皆さんに安心して仕事を続けていただくことを目的に行っている事業です。

利用対象◆放課後や学校休業日に、仕事等の理由で保護者が家庭にいない小学生
※同居の親族が見守り可能な場合は対象になりません。

利用区分◆【通年利用】すべての開所日で利用可能
【長期利用】長期休業日(春・夏・秋・冬休み)および休校日のみ利用可能
※通年利用は、就労時間が**午後2時から午後4時までの時間帯を含む1日4時間以上**で月16日以上(日曜日を除く)であることが目安となります。

利用時間◆【月～金曜日】学校終業時～午後6時30分
【土曜日・長期休業日・休校日】午前7時30分～午後6時30分

利用料◆月額4,000円
※ひとり親世帯、生活保護世帯、複数人利用世帯には利用料の軽減措置があります。

休所日◆日曜日・祝日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

申込期限◆12月20日(水) ※期限厳守

申込方法◆利用申請書に保護者の就労証明書等を添えて、町教育推進課へ提出してください(申請書は放課後児童クラブ・認定こども園・町教育推進課に備え付けてあります)。
※現在利用中の方は、放課後児童クラブを通してお申し込みください。

注意事項

- ・定員を上回る申し込みがあった場合は、低学年の児童や支援の必要性が高い児童のいる家庭を優先します。
- ・集団活動に支障をきたすと認められたり、明らかにルールを違反したりするような場合は、利用の取り消しをすることがあります。
- ・放課後児童クラブ利用料を滞納されている場合は、申し込みできません。

クラブ名称	場 所	定 員
千畑地区	めだか児童クラブ 千畑小学校内	100名
六郷地区	わくわく児童クラブ 六郷小学校内・みさとこども館	130名
仙南地区	仙南っ子児童クラブ 仙南小学校敷地内	120名

申・問 町教育委員会 教育推進課 幼児総務班 ☎0187(84)4914

農 政 課

美郷町サキホコレ作付応援事業

環境に配慮した安全・安心な農産物の産地であることをPRし、地域農業のブランド力強化を図るため、サキホコレの作付けに対して補助金を交付します。

交付対象◆町内に住所または所在地を有する農業者および集落営農組織で、交付対象水田にサキホコレを作付けし、出荷した方

補助対象◆サキホコレの作付に係る生産者負担金

補助金額◆補助対象の額に次のいずれかの補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)

- ①堆肥「美郷の大地」を10アール当たり60キログラム以上施用して栽培した特別栽培米(3分の2以内)
- ②上記以外(3分の1以内)

申請方法◆対象となる方には、町農政課から申請に必要な書類をお届けします。

農業用無人航空機操作技能の新たな取得を支援しています

病虫害防除のために、構成員等が農業用無人航空機のオペレーター技能認定証を新たに取得した場合、所属する団体に補助金を交付します。

対象団体◆町内の水稻病虫害防除事業実施団体や農業法人、集落営農組織など

補助要件◆技能認定証を取得した構成員等が美郷町民であり、令和5年1月から12月までに教習を修了していること

補助金額◆オペレーター技能認定証を新たに取得するために要した受講料(税抜額)の3分の1以内の額(一人当たり上限額10万円)

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

「勉強会④『セリ・レンコン』について」勉強会を開催しました!

10月30日に丸果青果(株)、(農)ニューファーム秋田、秋田県の販売戦略室・園芸振興課から講師を招き、セリ・レンコンの生産から販売について研修しました。勉強会には農業法人や農家の方12名が参加し、必要な設備や栽培経費などについて活発な意見交換が行われました。次回は下記のとおり勉強会を開催します。ぜひご参加ください。



「勉強会⑤『セリ』の収穫」を開催します!

次のとおり「セリ」の勉強会を開催します。

開催日◆12月11日(月)

対象者◆「セリ」を栽培し、将来的に出荷・販売したいと考えている農業者。興味がある方もぜひご参加ください。

講師◆(農)ニューファーム秋田

集合時間◆午前10時までに、美郷町役場第2庁舎玄関前に集合してください。参加者が揃い次第、勉強会会場に移動します。

申込期限◆12月8日(金)

町では、令和3年度から美郷雪華(白色ラベンダー)、レンコン、セリを美郷ブランド作物として推進しています。上記のとおり活動していますので、興味をお持ちの方はぜひ下記へお問い合わせください。



— MISATO BRAND FARM PRODUCTS —

美郷ブランド作物栽培勉強会



申・問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

国民年金に関するお知らせ

社会保険料(国民年金保険料)の控除証明書について

国民年金保険料は、納めた全額が所得税等の社会保険料控除の対象となります。納めた保険料を社会保険料控除として申告する場合は、日本年金機構が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要となります。この証明書は、毎年11月上旬に送付されていますので、年末調整や確定申告をするまで大切に保管してください。10月以降にその年初めて国民年金保険料を納めた方には、翌年2月上旬に送付されます。

また、過年度分を納付した場合や免除期間について追納した場合、自身の保険料だけでなく家族の負担すべき保険料を納付した場合は、その保険料も併せて控除が受けられます。

マイナポータルから 控除証明書を受け取れるようになりました

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから控除証明書の電子データを受け取れるようになりました。受け取った電子データは、e-Taxでの確定申告や年末調整手続きで使用することができます。

問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903
大曲年金事務所 国民年金課 ☎0187(63)2296